

令和8年度就労世代および子育て世代向けスポーツ体験
事業委託公募型プロポーザル仕様書

(1) 現状の分析（事業の背景）

ア. 総合目標（KGI）

第2次東大阪市スポーツ推進計画において、「週に1回以上スポーツ又は運動を実施する成人の割合を65%に引き上げる」ことが掲げられている。

イ. 現状の課題

東大阪市の成人スポーツ実施率は約60%であり、目標値を下回っている。特に就労世代および子育て世代のスポーツ実施率が著しく低い状況である。

ウ. 主な背景要因

- ①. 就労世代は仕事の多忙さや不規則な生活リズムにより、定期的な運動習慣の継続が困難である。
- ②. 子育て世代は育児に伴う時間的・環境的制約がスポーツ参加の大きな障壁となっている。
- ③. 現行施策は高齢者や学校世代を主な対象としており、就労世代および子育て世代のニーズを十分に捉えた取り組みが不足している。

エ. 健康課題の深刻化

運動不足による生活習慣病発症リスクの増加や、スポーツによるメンタルヘルス改善効果が注目されている。

これらを踏まえ、「就労世代および子育て世代のスポーツ参加率向上」は、第2次東大阪市スポーツ推進計画達成の重要な課題である。

(2) 事業の目的

ア. 最重要目的

第2次東大阪市スポーツ推進計画に掲げる「週に1回以上、スポーツ・運動を実施する成人の割合」を現状の約60%から65%に到達することを目指す。

イ. 具体的目標

就労世代および子育て世代のスポーツ実施率を向上させ、週に1回以上の運動習慣の定着を図ること。なお、子育て世代のスポーツ実施率向上とは、子（0歳～15歳を想定）育てをしている保護者の方々ご自身のスポーツ実施率を向上させることを意図している。

ウ. 施策の方向性

- ①. 就労世代および子育て世代向けスポーツ体験イベントを実施し、スポーツへの継続参加の促進を図る。
- ②. 実施後に分析を行い、持続可能なスポーツ施策につなげる。

(3) 委託事業内容

ア. 就労世代および子育て世代向けスポーツ体験イベントの実施

- ①. 異なる日程で 3 回以上の就労世代および子育て世代向けスポーツ体験イベント（以下「当該イベント」という）を開催すること。なお、準備および撤収作業も受注者が行うこと。
- ②. 悪天候などによる延期を予め考慮し、安定的な運営に努めること。また委託事業を計画的に実行するため、業務スケジュールを作成し、市の承認を受けること。
- ③. 備品や必要物品は受注者が準備すること。
- ④. 当該イベント開催等に伴うごみ処理は受注者の責任で速やかに行うこと。
- ⑤. 実施場所は東大阪市内のアクセス良好な公共施設や民間施設を活用し、施設利用の確保は事業者の責任で行う。なお、東大阪市が事前に確保している下記の利用可能日においては、当該会場の施設使用料が無料となるため、積極的に活用すること。

会場名	所在地	利用可能日
東大阪市立総合体育館	東大阪市中小阪 4 丁目 7-60	令和 8 年 9 月 12 日（土） 9 時～12 時
東大阪市立ウィルチェア スポーツコート	東大阪市松原南 1 丁目 1-1	<u>要相談</u>

- ⑥. 開催日時は平日夜間や週末を含め、就労世代および子育て世代が多数参加しやすい工夫をすること。なお、当該イベントへの参加料は原則無料とすること。参加料を徴収する必要がある場合は事前に市の承認を得ること。
- ⑦. 親子で参加しやすい環境を整備すること。例として、託児サービスの提供やキッズスペースの設置などを行うこと。
- ⑧. 安全対策を徹底し、看護師または救急救命の知識を持つ者を配置するなど、緊急時の連絡・搬送体制を確立すること。
- ⑨. オンライン予約システムの導入や SNS 活用により申込の利便性を向上させるとともに、多数の参加者を見込むための広報活動を実施すること。
- ⑩. 広報活動に加え、参加者に参加賞を配布するなど、参加意欲の向上と参加者数の増加を図る工夫を行うこと。
- ⑪. 各回実施後の速報は終了から 7 日以内に提出し、当該イベントの全日程終了後の分析報告は最終のイベント終了後 30 日以内に行うこと。

イ. アンケート調査の実施

当該イベントへの全参加者を対象に、多面的な視点からアンケート調査を行い、属性情報、満足度、障壁要因などを把握すること。アンケート項目は事前に市の承認を得ること。

ウ. 分析

時間帯、場所、種目ごとの効果を分析し、特に当該イベントがスポーツ実施率にどの程度寄与しているか検証し、分析結果を報告すること。

(4) 事故防止対策及び保険の加入

ア. 受注者は本業務の遂行に際して事故・災害の防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合には受注者の責任において速やかに適切な措置を講じるものとする。

イ. 受注者は業務内容（競技種目の特性、参加人数、会場規模等）に応じたリスクを十分に想定し、それらを補償できるイベント賠償責任保険や傷害保険等に受注者の費用負担で加入すること。

(5) 提案にあたっての留意事項（評価ポイント）

別添「令和8年度就労世代および子育て世代向けスポーツ体験事業委託公募型プロポーザル実施要領」の選定基準参照

※スポーツ庁 HP 掲載の『令和7年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」の結果（https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00234.html）』、第2次東大阪市スポーツ推進計画」、市民のスポーツ実施実態等に関する LINE アンケート結果（<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000043851.html>）などの内容を十分に把握したうえで提案してください。

(6) 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日まで